

＜大分県立竹田高等学校剣道部熱中症死亡事件＞

**学校内で生徒の命を奪った教員を国賠法で守らないで
ください！！ 公平な判決を求めます！！**

2009年8月22日 大分県立竹田高等学校で息子・剣太は剣道の部活動中に熱中症を発症し
その日のうちにこの世を去りました。 当時高校2年生17歳でした。

剣道部の主将を務めていた息子は、正義感も強くとても頑張り屋でした。 その年の4月に赴任してきた顧問は事件当日、熱中症を発症し
ふらつく息子に蹴りを入れ、何度も倒れ「もう無理です！」と命乞いまでしていたのに倒れた息子を部員に起こさせ無理に練習を続けさせました。
最後は仰向けに倒れた息子に馬乗りになり手を肩の上まで振り上げ歯を食いしばり「演技をするな！」と何度も往復ビンタを与えました。近寄る
副顧問に対し「先生心配せんでいい。こいつ演技じゃけん！」と言いながら平手打ちをし、副顧問はそんな状況を見て見ぬふりをしました。

これが、本当に高校で行われ、息子は命を落としたんです！！

大分地方裁判所の判決(H25.3.21)で、顧問・副顧問が息子を死に至らしめた過失を認める判決が出ました。
しかし、国家賠償法により顧問と副顧問の個人責任は問われませんでした。 私たちは福岡高裁へと控訴
しました。福岡高裁での判決(H26.6.16)は「棄却！」その判決内容に驚かされました。



- ・被控訴人らには賠償責任は問えない。 ・公務員個人の責任を認めさせることによって委縮させ
公務の適正円滑な執行まで抑制させる恐れがある ・公務員の公権力の行使に当たり、積極的
な公務執行を妨げないことがひいては国民全体の利益となる。 ・最高裁判所の判例通り！

救急救命士を目指し、多くの命を助けたいと夢を持っていた息子の命を一日で奪った教員をなぜこんな理由で守るんですか！！
息子の命より死に追いやった教員が委縮しない事の方が優先ですか！！ 今、考えてください！ 部活動で命が失われた そこには
決して逆らえない指導者と部員の力関係があり暴力があった！ なぜ！ 息子を死に至らしめた教員が守られるのですか！！

私たちは、教員の個人責任を認める判決を求めます！ これ以上学校で子どもの命・将来を奪わないでください！

この先、何人の将来ある子どもの命を奪えば動いてもらえるのですか！！

私たちは、安全なはずの学校で亡くなっていった子ども達とその家族の思いと共に闘います！

No	ご氏名	ご住所（同上は不可）
1		都 道 市 区 府 県 町 村
2		都 道 市 区 府 県 町 村
3		都 道 市 区 府 県 町 村
4		都 道 市 区 府 県 町 村
5		都 道 市 区 府 県 町 村
6		都 道 市 区 府 県 町 村
7		都 道 市 区 府 県 町 村
8		都 道 市 区 府 県 町 村
9		都 道 市 区 府 県 町 村
10		都 道 市 区 府 県 町 村

※署名は自署にて、住所は都道府県からご記入ください。「同上」は無効になります。
※ご記入頂いた署名は目的以外の用途には一切使用致しません。

締め切りは H27年5月10日です。

【ご郵送先】 〒878-0201 大分県竹田市久住町大字久住1013-2

工藤 英士